

基準 9. 教育研究環境

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

《9-1の視点》

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

【9-1. 事実の説明】

- 1 本学は、大阪府の南部に位置し、校地面積 181,976 m²の広大な敷地を有している。桜等様々な樹木や芝生で緑あふれるキャンパスである。緑地面積は 64,948.65 m²あり、学生一人当たりの面積としては、緑地帯は約 1.7 m²/全体は約 4.8 m²を有する。
- 2 運動場として、第1グラウンド、第2グラウンド、テニスコートを設置。
- 3 校舎面積は 66,153.04 m²であり、大学の設置基準で必要となる校地 34,400 m²、校舎 16,592.10 m²を大幅に上回る教育研究の環境にある。
- 4 また、併設短期大学と共用していることから短期大学の設置基準である校地 4,800 m²、校舎 4,400 m²を加算した場合の校地 39,200 m²、校舎 20,992.10 m²も十分に上回る。
- 5 校舎は、1号館～7号館、大講堂、講堂（大教室）、音楽棟がある。
 - ・ 1号館には、食堂、学生運営委員会室、和室、小体育館を設置。
 - ・ 2号館には、講義室・図画工作室が2室、学科研究室を設置。
 - ・ 3号館には、図書館、図書館コンピュータ室（パソコン143台設置）、図書館学習室（同24台設置）、グループ学習室、学科研究室を設置。
 - ・ 4号館には集約して、情報処理授業の教育の用に供するため、コンピュータ教室7室にパソコン296台を設置している。また、被服構成実習室、講義室、演習室、学科研究室を設置。
 - ・ 5号館には、調理実習室、理科実験室、多目的室が2室、講義室を設置。屋外には、学生の憩いの場としての屋上庭園を有する。
 - ・ 6号館には、キャンパスショップ、保健センター、介護実習室、家政実習室、調理実習室、看護実習室、秘書実習室、講義室、演習室、ML教室、保育専攻研究室を設置。
 - ・ 7号館は、主に教員研究室、ゼミ室を設置。
- 6 全校舎面積の4分の1の17,261.69 m²が講義室、演習室、実習室である。
- 7 大講堂の面積は、1742.22 m²、収容人数 1,569名（一人当たり面積 1.1 m²）で礼拝・入学式・学位授与式で使用している。
- 8 音楽棟には、音楽教室、リズム教室。また、32室の個人ピアノレッスン室を設置して常時ピアノの練習が可能である。
- 9 学生の対応窓口である、情報メディア係（情報処理教育の担当部署）、キャリアセンター（就職課）、学生支援センターは4号館1階、教務課は事務局棟1階、エクステンション

ンセンター、教職支援センターは4号館地下1階。

10 図書館コンピュータ室および図書館学習室には163台のパソコンを設置し、自習や課題作成などに利用している。また、映像機器によるAVメディアの視聴が可能である。体育施設として、体育館、小体育館やトレーニングルーム（1号館3階）、プールを設置し、学生の活発なクラブ活動および授業での活用がなされている。

【9-1. 自己評価】

キャンパスには、自然の緑や庭園などがあると共に建物も広範囲にあるため、学生や教職員に圧迫感のない「癒し」のある環境である。

教員研究室は以前までは各校舎に分散していたが、7号館の完成により教育職員のほとんどが収容可能となり、教育職員と学生のコミュニケーションがとりやすくなった。

【9-1. 改善・向上方策】

校地、校舎は学生数に比して充分であり、かつ維持、管理には、人手と時間をかけているが、見落とししている事例があると言える。今後は事後でなく予防的に不良個所の発見や整備が必要である。

開学当初からの建物で、現在の耐震基準に不適である旧エクステンションセンター棟は本年度夏までに解体し、跡地に平成23年度にかけて音楽棟を建設し、学生の資質向上を図る。現在の音楽棟も旧エクステンションセンター棟と同様に現在の耐震基準に不適であるため、新たな音楽棟を建設後に解体する。

9-2. 施設設備の安全性が確保されていること。

《9-2の視点》

9-2-① 施設設備の安全性（耐震性、バリアフリー等）が確保されているか。

【9-2. 事実の説明】

建物全てにスロープおよびエレベーターを設置し、車椅子による移動もスムーズに行える。耐震についても十分に基準を満たしている。エレベーターについては、閉じ込め時の対応として、関係職員の訓練の実施、また管理専門業者の定期点検と緊急連絡を密にしている。他に学校保健法に基づき、飲料水を始め建物内の空気、照度、騒音の点検をしている。

【9-2. 自己評価】

上水の水質管理は、関連法令を遵守し、事故防止や環境保全に努めている。

ビル管理法による管理基準に伴う定期的な環境衛生測定を行い、講義室、食堂、図書館の職場環境など学内42地点を定め、湿度、二酸化炭素、騒音、照度などを測定し、室内環境を良好に保全するよう努めている。

たばこの吸殻のポイ捨ての防止で、学生には学内における喫煙マナー（歩行中禁煙など）を徹底させるための啓発を行っている。

施設での緊急時に係る対処として、エレベーターの閉じ込めの救出は非常に危険を伴い、

専門的な知識を必要とするので、年に1度、警備員および教職員の一部において救出訓練を実施し、緊急時の対応に備えている。救出の際、専門業者への連絡は必ず行なっている。

以上のことから、施設設備の安全対策は万全といえる。

【9-2. 改善・向上方策】

校内清掃、水質管理、空調管理、浄化槽、エレベーターの維持管理をそれぞれ専門業者に委託し、キャンパスの管理を徹底している。今後は委託業者との連携を図り、長期使用により劣化した設備等はトラブル発生前に修理、交換を考えている。

9-3. アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

《9-3の視点》

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

【9-3. 事実の説明】

キャンパスのアメニティに関しては学生が集まり、くつろげるスペースやコミュニケーションの場所として4号館ラウンジ、1号館食堂、6号館ラウンジ、学科研究室等がある。また、屋外に設置したベンチが開放的なアメニティとしての有効な役目を果たしている。

【9-3. 自己評価】

くつろぎの場としての空間と、建物周囲の緑とが調和してアメニティとしての環境を、満たしている。

【9-3. 改善・向上方策】

学生の授業中の緊張感を和らげるものとしての緑は有効である。今後とも現在の緑の面積を減らすことのないよう維持管理を行う。

【基準9. 自己評価】

学生自身が安心して気持ちを集中して授業を受け、研究が出来る環境作り、居心地の良い環境作り、友と語り合い、自らを見つめ直すことが出来る環境作り等に配慮している。

キャンパスの施設は、安全が確保され有効に活用されている。特に緑地の広さは、学生や、本学に集う全ての人々に「癒し」効果を与えている。また、建物も6階までとし、圧迫感がなく開放的でアメニティに配慮した教育研究環境といえる。

【基準9. 改善・向上方策】

広大な校地・校舎の整備・清掃を行い、快適に保つことが大切であり、それが学生の感性豊かな心を育むことになる。今後とも、費用の負担は増加するが、地球温暖化対策も踏まえ、緑を維持し増やす方向で考えて、余裕を持って教育研究環境作りを進めたい。